

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三三号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条第二項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項及び第五十五条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第一項第二号及び第三号並びに第二十条第一項第二号及び第三号、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条第二号、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第三十九条第二項並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第四十六条第一項ただし書及び同条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表一級の項第一号中「両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの

次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が二八二自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両認点数が二〇点以下のもの

に改め、同項第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同表二級の項第一

辺視野角度の度以下のもの
眼中心視野視

号中「両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの

次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第二条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの

ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下に減じたもの

ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下に減じたもの

別表第一第四号中「脊柱」を「脊柱」に改める。

別表第二第一号中「視力が」の下に「それぞれ」を加え、同表第四号中「又は両眼の視野が一〇度以内の」を、「ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が一〇〇点以下若しくは両眼中心視野視認点数が四〇点以下に減じた」に改め、同表第九号中「脊柱」を「脊柱」に改める。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正）

第三条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表一級の項中「一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの

次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度が二八二自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中視認点数が二〇点以下のもの

に改め、同項第三号中「両上肢」を「両上肢」に改め、同項第四号中「両下肢」を「両

野角度

以下の

心視野

下肢」に改め、同表二級の項中「一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの

による周辺視野角度
角度が五六度以下の

下かつ両眼中心視野

「下肢」を「二下肢」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第一号を次のように改める。

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力(万国式視力表によって測つたものをいい、屈折異常がある者については、
矯正視力について測つたものをいう。ロにおいて同じ。)がそれぞれ〇・〇七以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそ
れぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数
が四〇点以下のもの

別表第九号から第十一号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

(廃止前農林共済法施行令の一部改正)

第五条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員
共済組合法等を廃止する等の法律(附則第五条第一項において「平成十三年統合法」という。附則
第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団
体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十四年政令第四十三号)第一条の規定による廃止前の
農林漁業団体職員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百二十八号。附則第五条第一項及び第
二項において「廃止前農林共済法施行令」という。)の一部を次のように改正する。

別表第一一級の項第一号中「両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの

を

- 一 次に掲げる視覚障害
- イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの
- ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標
の和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野
ものが
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以
下かつ両眼中心視野

に改め、同項第六号中「二上肢」を「二上肢」に改め、同項第七号中「二

る周辺視野角度の
二八度以下のもの
つ両眼中心視野視

級の項第一号中「両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの

「次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角
和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下の
もの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視
認点数が四〇点以下のもの

に改め、同項第九号から第一一号までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同表三

級の項第一号中「両眼の視力が〇・一以下に減じたもの

級の項第一号中「両眼の視力が〇・一以下に減じたもの

「次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの

ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角
和がそれぞれ八〇度以下に減じたもの

ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下に減じたもの

に改め、同項第四号中「脊柱」を「脊柱」に改める。

を

- 一 次に掲げる視覚障害
- イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
- ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標によ
る周辺視野角度が
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下か
つ両眼中心視野視

に改め、同項第四号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同表二

(旧農業者年金基金法施行令の一部改正)

第六條 獨立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令(平成十三年政令第三百六十三号)第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令(昭和四十五年政令第二百六十六号、附則第六條において「旧農業者年金基金法施行令」という。)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「両眼の視力が〇・一以下に減じたもの

次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの

ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角和がそれぞれ八十度以下に減じたもの

ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七十点以下に減じたもの

度)に改め、同表第四号中「脊柱」を「脊柱」に改め、同表第五号中「二上肢」を「二上肢」に改め、同表第六号中「二下肢」を「二下肢」に改め、同表第八号及び第九号中「二上肢」を「二上肢」に改め、同表第一〇号中「二下肢」を「二下肢」に改め、同表第一一号中「両下肢のすべて」を「両下肢の全て」に改め、同表第一四号中「なならないで」を「治らないで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年一月一日から施行する。

(障害基礎年金の支給及び額の改定に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令(以下「新国年令」という。)別表の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の翌月以後の月分の障害基礎年金の支給について適用し、施行日の属する月以前の月分の障害基礎年金の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に受給権が発生した障害基礎年金の受給権者(その障害の程度が第一条の規定による改正前の国民年金法施行令(以下「旧国年令」という。)別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。)であつて、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなつたものは、厚生労働大臣に対し、当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による請求があつたときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

(障害厚生年金等の支給及び額の改定等に関する経過措置)

第三条 新国年令別表及び第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令(次項及び第六項において「新厚年令」という。)別表第一の規定は、施行日の属する月の翌月以後の月分の障害厚生年金等(障害厚生年金その他の厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する障害の程度に応じて支給される年金たる給付をいう。以下この条において同じ。)の支給について適用し、施行日の属する月以前の月分の障害厚生年金等の支給については、なお従前の例による。

2 新厚年令別表第二の規定は、施行日以後に受給権が発生する障害手当金の支給について適用し、施行日前に受給権が発生した障害手当金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に受給権が発生した障害厚生年金等の受給権者(その障害の程度が旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。)であつて、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなつたもの又は施行日前に受給権が発生した障害厚生年金等の受給権者(その障害の程度が第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態に該当する者に限る。)であつて、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める二級の障害の状態に該当することとなつたものは、障害厚生年金等の給付に係る制度の管掌機関に対し、当該障害厚生年金等の額の改定を請求することができる。

4 障害厚生年金等の給付に係る制度の管掌機関は、前項の規定による請求があつたときは、障害厚生年金等の額を改定することができる。

5 第三項の規定は、六十五歳以上の者であつて、かつ、障害厚生年金等の受給権者(当該障害厚生年金等と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有しない者に限る。)については、適用しない。

6 施行日前に受給権が発生した障害手当金の受給権者であつて、この政令の施行によりその障害の程度が新厚年令別表第一に定める障害の状態に該当することとなつたものは、当該受給権が発生した日から起算して二年を経過した日以後六十五歳に達する日の前日までの間に、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関に対し、障害厚生年金の支給を請求することができる。

7 厚生年金保険法第四十七条の二第三項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

(獨立行政法人医薬品医療機器総合機構法の規定による障害年金等の支給及び額の改定に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の獨立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(次項において「新機構法施行令」という。)別表の規定は、施行日の属する月の翌月以後の月分の獨立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十六条第一項第二号の障害年金又は同法第二十条第一項第二号の障害年金(以下この条において「障害年金」と総称する。)の支給について適用し、施行日の属する月以前の月分の障害年金の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に受給権が発生した障害年金の支給を受けている者(その障害の程度が第三条の規定による改正前の獨立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。)であつて、この政令の施行によりその障害の程度が新機構法施行令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなつたものは、獨立行政法人医薬品医療機器総合機構(次項において「機構」という。)に対し、当該障害年金の額の改定を請求することができる。

3 機構は、前項の規定による請求があつたときは、障害年金の額を改定することができる。

4 前三項の規定は、獨立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十六条第一項第三号の障害児養育年金又は同法第二十条第一項第三号の障害児養育年金について準用する。この場合において、第二項中「障害年金の支給を受けている者(その障害の程度が」とあるのは「障害児養育年金に係る」と、「者に限る。」であつて」とあるのは「者について」と、「もの」とあるのは「場合は、当該障害児養育年金の支給を受けている者」と読み替へるものとする。

(移行障害共済年金の支給及び額の改定に関する経過措置)

第五条 第五条の規定による改正後の廃止前農林共済法施行令(次項において「新廃止前農林共済令」という。)別表第一の規定は、施行日の属する月の翌月以後の月分の移行障害共済年金(平成十三年統合法附則第十六條第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金をいう。以下この条において同じ。)の支給について適用し、施行日の属する月以前の月分の移行障害共済年金の支給については、なお従前の例による。

2 移行障害共済年金の受給権者（その障害の程度が第五条の規定による改正前の廃止前農林共済法施行令（以下この項において「旧廃止前農林共済令」という。）別表第一に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）であつて、この政令の施行によりその障害の程度が新廃止前農林共済令別表第一に定める一級の障害の状態に該当することとなつたもの又は移行障害共済年金の受給権者（その障害の程度が旧廃止前農林共済令別表第一に定める三級の障害の状態に該当する者に限る。）であつて、この政令の施行によりその障害の程度が新廃止前農林共済令別表第一に定める二級の障害の状態に該当することとなつたものは、厚生年金保険の実施者たる政府に対し、当該移行障害共済年金の額の改定を請求することができる。

3 厚生年金保険の実施者たる政府は、前項の規定による請求があつたときは、移行障害共済年金の額を改定することができる。

4 第二項の規定は、六十五歳以上の者であつて、かつ、移行障害共済年金の受給権者（当該移行障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有しない者に限る。）については、適用しない。

（旧農業者年金基金法の規定による経営移譲年金の支給の停止に関する経過措置）

第六条 第六条の規定による改正後の旧農業者年金基金法施行令別表の規定は、施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第三項又は第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（以下この条において「旧農業者年金基金法」という。）第四十六条第二項第三号の規定に該当することとなつた者に係る経営移譲年金（旧農業者年金基金法による経営移譲年金をいう。）の同項の規定による支給の停止（以下この条において単に「支給の停止」という。）について適用し、施行日前に同号の規定に該当することとなつた者に係る支給の停止については、なお従前の例による。

（特別障害給付金の額の改定に関する経過措置）

第七条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。次項において「特別障害給付金法」という。）の規定による特別障害給付金の支給を受けている者（旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）につき、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなつた場合における特別障害給付金の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 特別障害給付金法第七条第二項の規定は、前項の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令附則第七条第一項」と読み替へるものとする。

（障害年金生活者支援給付金の額の改定に関する経過措置）

第八条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二二号）の規定による障害年金生活者支援給付金の支給を受けている者（旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）につき、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなつたことにより障害基礎年金の額が改定された場合における障害年金生活者支援給付金の額の改定は、当該障害基礎年金の額が改定された日の属する月の翌月から行う。

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

内閣総理大臣 岸田 文雄